○内閣府・財務省・経済産業省令第二号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第二項第二号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（商工組合中央金庫の子会社の範囲等） **第七十条**　［略］ 2　法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三の三　略］ 三の四　資金決済に関する法律第二条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。） ［四～五十　略］ ［3～6　略］	（商工組合中央金庫の子会社の範囲等） **第七十条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～三の三　同上］ ［号を加える。］ ［四～五十　同上］ ［3～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第七号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第一号ロ及び第五十八条の五第二項第二号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［略］ 2　［略］	（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［同上］ 2　［同上］